

笑顔で広がる「あいさつの輪」

北中学校PTA、鏡岡中学校生徒会、小谷小学校PTAは、滋賀県青少年育成県民会議が主催する平成27年度「滋賀県民総あいさつ運動」顕彰者表彰を受賞されました。

市では、平成26年4月に「長浜子どものちかい」及び「長浜子育て憲章」を策定し、市内の学校や園、各地域において地道な取組が継続されています。PTAや生徒会が中心となったあいさつ運動でも「長浜子どものちかい」の「元気にあいさつをします」が実践されています。



①長浜北中学校
②小谷小学校
③鏡岡中学校

長浜子どものちかい

～わたしたちはちかいます～

- 一. 元気にあいさつをします
- 一. 名前を呼ばれたら「はい」と返事をします
- 一. 「ありがとう」「ごめんなさい」をすなおに言います
- 一. 困っている人がいたら言葉をかけます
- 一. 人の話をしっかり聞きます

長浜子育て憲章

～おとなが実践します～

- 一. 子どもに誠実に生きる姿を見せませす
- 一. 見守るまなざし、叱る勇気を大事にします
- 一. ルールとマナーを教え、奉仕の心を育みます
- 一. 自然や人々に感謝の心でふれあう子どもを育てます
- 一. 長浜に誇りをもち、地域に貢献する子どもを育てます

新しい学びを発見しませんか「長浜学」受講生募集

問生涯学習課(☎65-6552)

地域の文化や歴史などへの関心や理解を深め、誰もが「長浜に住んでよかった」と感じてもらえるよう、連続講座を企画しました。

色々な人たちと出会い、交流を深めながら、気軽に楽しく学んでみませんか。

【対象】全講座受講できる人

【定員】30人(先着順)

【受講料】1,000円(全回分、初回に集めます)

【申込み】①氏名 ②住所 ③電話番号を、電話、FAX、またはメールで下記まで。

問合せ

生涯学習課〈西館3階〉
〒526-8501 八幡東町632
☎65-6552 FAX65-6571
✉syougaku@city.nagahama.lg.jp

とき	ところ	テーマ	講師
9月24日(土) 10時～15時	深坂古道(西浅井町沓掛)	平安朝の長浜 ～深坂古道めぐり～	奥びわこ観光ボランティア ガイド協会
10月8日(土) 10時～11時30分	高月公民館(高月町渡岸寺)	雨森芳洲と朝鮮通信使 ～芳洲に異文化理解の心を学ぶ～	高月観音の里歴史民俗資料館 学芸員 佐々木悦也氏
10月23日(日) 10時～11時30分	高月公民館(高月町渡岸寺)	長浜の観音文化	毎日新聞 記者 桑田 潔氏
11月13日(日) 13時～15時30分	○ヤンマーミュージアム ○ヤンマー会館	ヤンマー創始者 ～山岡孫吉のふるさと長浜貢献～	ヤンマー株式会社

遊休農地の活用を支援します

問農政課(☎55-9522)

市では、遊休農地(過去3年以上耕作付けされず、草刈り、荒起こし等の管理が行われていない農地)の解消と拡大防止を図るため、遊休化している農地を借り受けて、再生・活用する持続的な取組みに対して補助金を交付します。

- ただいま、来年の再生・活用に向けた事前相談を受付けています。
- 【補助額】
Aは①、②、③、④、Bは③、④が補助対象です。
①景観作物の作付
初年度4,000円/アール
②獣害対策の緩衝帯となるような農地の保全管理
初年度2,000円/アール
③農作物(水稲を除く)、花きの作付
初年度7,000円/アール
④主食用以外の水稲の作付
初年度5,000円/アール

【補助対象となる活動】
A 地域の取組みに対する支援
・ 農作物栽培に不向きな遊休農地において、草刈り等を行い、景観作物を作付し、農村風景を保全する活動
・ 獣害対策の緩衝帯となるような立地にある遊休農地において、年間2回以上草刈りし、獣害対策に貢献する活動

B 個人の取組みに対する支援

遊休農地において草刈りや耕うん等を行い、農作物(主食用水稲は除く)または花きを作付し、販売する活動

※取組面積は、10アール以上です。
※自己所有地ならびに「中山間地域等直接支払交付金」、「多面的機能支払交付金(まるごと)」の交付対象となつていない農地は、対象外です。
※補助金の交付を受けるには、事前の相談・届出が必要です。取組み前に、必ず申請窓口までご相談ください。

問合せ・申請窓口

農政課(東館2階)
☎65-6522
北部振興局農林課
☎82-5902

野焼きは法律で禁止されています

問環境保全課(☎55-9513)

一般家庭や事業所から出るごみを畑やドラム缶などで焼却処理する野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」)により原則禁止され、下記の罰則もあります。

ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化をまねくだけでなく、場合によってはダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康にも悪影響が出る可能性があります。野焼きに関しては、法律上の規制もあります。近隣の方に迷惑をかけることが重要であり、例外とされている野焼きの場合でも、周辺から煙やにおいで苦情が寄せられた場合は、中止や焼却方法の指導等の対象となります。

【禁止の例外】
○風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんど焼きなど地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却など)
○農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(農業者が行う稲わらなどの焼却、漁業者が行う漁網等に付着した海産物の焼却など)

【禁止の例外】

○風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんど焼きなど地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却など)
○農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(農業者が行う稲わらなどの焼却、漁業者が行う漁網等に付着した海産物の焼却など)

〈野焼きの罰則〉

違反した場合は、廃掃法により罰せられ、行為者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこの併科に処せられます。また、法人にあっては、3億円以下の罰金に処せられます。

○国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
○震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
※火災の危険性がある場合は消防署へ、産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物)の焼却や常習性がある等悪質な場合には、警察署へ連絡してください。